はじめに

『政治経済<政治編>』にようこそ。

この授業は，共通テストや一般的な私立大を受験する人に，土台となる知識をまんべんなくつけてもらうためのものです。

教科書レベルを欄外も含めて網羅し，コンパクトに解説していきますが，講義内での情報は，あくまでも収録時点のものとなります。

①受講の仕方

予習は必要ありません。復習に全力を投球してください。

②板書について

基礎〔ベーシック〕を黄，応用〔スタンダード〕を白，発展〔ハイレベル〕を赤で。ただ，授業はあくまでも聞くものだと思うので，極力少なくしています。テキストの空白を多くしてありますのでそこに書きこんでもらえれば十分です。特別にノートを用意する必要はありません。

③復習について

理想としては…，テキストをざっと見直す⇒教科書・参考書など読み物⇒一問一答集⇒問題集⇒確認テストというのが一連の流れです。そこに図説資料や用語集などを利用した調べ物を，適宜追加します。ただ，出来るようになれば何でも結構です。

※覚えていないのに問題を解くのですか？　とよく聞かれます。すでに覚えているなら解く必要はないですよね。解いてから覚えるのではなく，解いて，間違えて覚えるのです。

④推薦図書

・読み物系⇒教科書（東京書籍・第一学習社など）
　　　　　　政経ハンドブック（東進ブックス）
・図説資料⇒各社最新のもの
・用語集　⇒山川出版社など最新のもの
・一問一答⇒山川出版社・中経出版など最新のもの
・問題集　⇒各社最新のもの
・過去問　⇒センター試験・私大など（赤本・黒本・青本・緑本など）

とにかく科目の性質上「新しいもの」を心掛けてください。また，「売れているもの」は市場〔マーケット〕で生き残っているわけですから，信用度は高いです。

あとは講義で。

伊藤賀一

目　次

第１講　民主政治 ………………………………… p4

第２講　政治体制と憲法 ………………………………… p16

第３講　日本の憲法 ………………………………… p28

第４講　基本的人権の尊重 ………………………………… p36

第５講　新しい人権と公害・環境問題および資源・エネルギー問題 … p48

第６講　平和主義 ………………………………… p64

第７講　国会（立法権） ………………………………… p76

第８講　内閣（行政権） ………………………………… p88

第９講　裁判所（司法権） ………………………………… p104

第10講　地方自治 ………………………………… p116

第11講　政党政治 ………………………………… p124

第12講　選挙と政治参加 ………………………………… p134

第13講　国際政治 ………………………………… p148

このテキストは2020年度版です。年度切り替わりの前後に講座ページに掲載予定の時事更新一覧をご確認頂くことで，来年度以降もこのテキストをそのままお使い頂けます。

〈***Note***〉

第1講　民主政治

1　政治・法と国家

①政治と国家

古代ギリシャの哲学者**アリストテレス**は「**人は政治的〔ポリス的・社会的〕動物である**」と述べた。これは，人間は社会集団の中で生きていく存在であり，共同体の一員として活動すべきだということを意味している。

A　**政治**の機能

矛盾（むじゅん）や対立を調整し，**権力**により強制的に社会秩序を維持・統制する。政治は，権力という強制力の行使（こうし）とすることもできるが，現行の社会秩序を変更する自由の行使という側面もある。

※一般的には，国家や地方自治体のはたらきを政治という。

B　**国家**

政治の基本的単位として，一定の領土内において強制力〔国家権力・政治権力〕を合法的に独占しているもの。

※意思決定やその執行（しっこう）にあたる機関を総称して**政府**という。

あ　**国家の三要素**

1　**領域→**領土・領海・領空

2　**国民→**領域に住む人間

3　**主権→**領域と領民に対し排他的・独占的に支配する権力

い　国家の定義

一定の「領域」に居住する「国民」の間に「主権」により社会秩序をつくる団体。立法機関・行政府・裁判所・警察や軍隊などの統治機能をもつ。国家は，独自の政治を行うために外部勢力から干渉を受けず，内部勢力によっても制約されない存在でなければならない（＝**主権国家**）。

※主権国家は近代ヨーロッパで成立し，20 世紀には世界的に広がった。

C　**主権**

絶対王政を支持する**王権神授説**を唱えた**ボーダン（仏）**が，16 世紀に『国家論』ではじめて体系的に論じた概念（がいねん）。

※主権の三概念

1　国家権力そのもの　　←国内的なもの

2　国家権力の最高・独立性←対外的なもの

3　国政の最終意思決定権

D　国家機能の変化

あ　**近代国家**（18 世紀～ 19 世紀）

市民社会・**夜警**(やけい)**国家〔消極国家〕**・立法国家・**小さな政府〔安価**(あんか)**な政府〕**

※「夜警国家」は 19 世紀に**ラッサール（独）**が自由主義国家を批判するために用いた言葉。

い　**現代国家**（19 世紀末～ 21 世紀）

大衆社会・**福祉国家〔積極国家〕**・行政国家・**大きな政府〔巨大な政府〕**

E　**マックス＝ウェーバー（独）**による支配の３類型

「支配」は強制力だけでは成り立たず，被治者が政治権力に「正当性」を感じることが必要。

あ　**伝統的支配**

い　**カリスマ的支配**

う　**合法的支配**　　←これが最も正当性をもつと主張

F　国家と政治の境界線

あ　地球化→国家の役割の減少

現代の国際社会では，主権の最高性・独立性が弱まり，**主権国家の限界**が明らかになってきた。また，グローバル化・ボーダレス化といわれるように，一国だけでは解決できない問題が増えてきている。

※国境を越えた**NGO〔非政府組織〕**や多国籍企業の活動，国際組織による介入や仲介(ちゅうかい)，国家間の協力と協調などが不可欠となっている。

い　地域化→主権の絶対性の見直し

地方分権化の推進により，地方自治体が担(にな)う政治の役割は大きくなってきている。また，少数民族による自治・分離を求める動きも世界的に活発化している。

②法と国家

A　**法**

法は国家で一定の手続きにより制定され（＝**実定法**），その執行を通じ社会秩序を維持するが，国家もまた法により規制を受ける。

※法に反すれば賠償を命じられたり，刑罰を科せられたりするなどの制裁が加えられる。これを「法の強制力」といい，規範（きはん）や慣習・流行，道徳とは異なる。

B　**「法の支配」**

法や正義が被治者だけでなく権力者も拘束するという考え方で，民主政治の原理の一つ。**中世のイギリスで成立**し，近代の市民革命後に確立した原則で，法による人権保障が目的。憲法は権力を縛るためにあるという立憲主義も「法の支配」と密接に関連している。

※ 1215 年，イギリスの**マグナ・カルタ〔大憲章〕**は，身分制の存在を前提としながらも，ジョン王に対し貴族が「法の支配」を宣言したもの。

※「法の支配」は，中世以来の**コモン・ロー**〔普通法・一般法〕を背景に発展。「国王といえども神と法の下（もと）にある」という，13 世紀の裁判官**ブラクトン**の言葉に由来。17 世紀前半に**エドワード = コーク〔エドワード = クック〕**がこれを引用し，絶対君主ジェームズ１世の個人的考えによる**「人の支配」**をいさめた。

C　法の分類→文書化された**成文法**と判例・慣習などの**不文法**

議会が制定する法を**法律**とよぶ。権力の濫用を防ぐため，法律の内容を限定する必要があるので，多くの国では，より高い効力をもつ**憲法**を定め，法律制定の手続きや，従わなければならない基本的人権について規定している。

あ　**国内法**

１　**公法**

国家と国民の関係を規律するもので，国家権力の発動にかかわる。

※憲法・刑法・刑事訴訟（そしょう）法・民事訴訟法など

２　**私法**

国民どうしの関係を規律するもの。

※民法・商法など

3　**社会法**

国家が私法の領域に関することがらを福祉や平等の観点から干渉し，調整するためのもの。

※労働法（労働組合法など）・社会保障法（国民年金法・健康保険法など）・経済法（独占禁止法など）など。

い　**国際法**

1　**条約**

国際連合憲章・日米安全保障条約・京都議定書など。

2　**国際慣習法**

法律として定められていなくても，法としての効力が与えられる場合を慣習法（⇔制定法）といい，その国際的なもの。外交特権・公海自由の原則・内政不干渉の原則など。

D　**法治（ほうち）主義→**“法律の支配”

19 世紀のプロイセン〔ドイツ〕で発展。「法の支配」に対し，法の内容よりも議会の制定した法律にもとづく行政の行使（＝法治行政）という**形式面を重視**する。

※法は，あらゆる人々に対して一律の基準で当てはめられるものでなければならないので（＝法的安定性），硬直的なものになる傾向がある。そのため，道徳では認められないこと（ナチスのホロコーストなど）が法的な判断として貫徹してしまうことがある。

※第二次世界大戦後のドイツは，上記のような形式的法治主義を克服して実質的法治主義をとっており，「法の支配」との相違は小さくなっている。

２　民主政治の基本原理と展開

①近代民主政治の成立

A　**民主政治〔デモクラシー〕**

君主や貴族による支配に対し，民衆の支配・**民主主義**を意味する。すなわち，国民主権の政治制度や思想。

※紀元前５世紀ごろ，古代ギリシャの都市国家〔ポリス〕による直接民主制に原形がある。

B　**市民革命**による近代民主政治の成立

新興市民階級〔ブルジョアジー＝経済力をもった商工業者〕の台頭（たいとう）と**絶対王政〔絶対主義〕との対立**･闘争が**市民革命**〔ブルジョア革命〕となる。

※主権国家のブルジョアたちは，重商主義（＝経済活動に対する制限）の撤廃，自由や平等の保障，それらを実現するための政治参加を要求するようになった。革命により人権宣言や近代憲法が制定され，**自由権**を基礎とする近代民主政治が成立した。

あ　**イギリス**

1642年　清教徒（せいきょうと）〔ピューリタン〕革命（～49年）

1688年　名誉革命（～89年）

い　**アメリカ**

1775年　アメリカ独立戦争（～83年）

1776年　アメリカ独立宣言

う　**フランス**

1789年　フランス革命（～99年）

C　**社会契約説→**市民革命の思想的原動力

近代民主政治を基礎づけた**自然法思想**。16世紀～18世紀にかけてヨーロッパ諸国の絶対王政を支えていた**王権神授説を否定**。社会と国家の成立の根拠を，**自然権**（＝自然法によって承認されている権利，**天賦（てんぷ）人権**）をもつ自由・平等な個人の契約に求めた。

あ　**ホッブズ（英）→**清教徒革命期，主著**『リヴァイアサン』**

自然状態で起こる**「万人（ばんにん）の万人に対する闘争」**を避けるため，自然権の統治者への**譲渡（じょうと）**と国家権力の確立を提唱。結果的に絶対王政を擁護（ようご）することとなったが，王権神授説に対し各人の自然権から論理を出発させることで初めて社会契約説を唱え，近代民主政治の先駆けとなった。

い　**ロック（英）→**名誉革命期，主著『**統治二論〔市民政府二論〕**』

財産の所有権などを守るため自然権を国家・政府へ**信託**（しんたく）することを提唱。政府に対する人民の**抵抗権・革命権**を認め，名誉革命を理論的に正当化した。**間接民主制**を唱えて啓蒙（けいもう）思想家の先駆けとなり，アメリカ独立やフランス革命に多大な影響を与えた。

う　**ルソー（仏）→**フランス革命前夜，主著『**社会契約論**』

自然状態を理想化。自由が完全に保障される共同体の建設を唱え，その成員は自然権をそこに譲渡し一体化すべきと説いた。共同体共通の利益である**一般意思〔意志〕**（⇔全体意思〔意志〕）による**人民主権**や**直接民主制**を唱え，フランス革命の理論的支柱となった。

D　近代民主政治の原理

あ　**人民主権〔国民主権〕**

アメリカ大統領リンカンによる「**人民の，人民による，人民のための政治**」（1863 年，ゲティスバーグ演説）などの表現で代表される。人民ないし国民は，国家の基本的ルールである憲法制定権力をもつと考えられている。

い　**基本的人権の保障**

う　**権力分立**

ロック（英）は，『統治二論〔市民政府二論〕』で立法（議会）と執行・同盟〔外交〕（国王）の**権力分立論**を提唱。立法権の執行権・同盟権に対する優越を説いた。その影響を受けた**モンテスキュー（仏）**は，『**法の精神**』で**立法・行政・司法**の**三権分立**を提唱。三権相互の**抑制**（よくせい）**と均衡**（きんこう）**〔チェック＆バランス〕**を主張した。

※モンテスキューの思想と人民主権を結び付けたのがアメリカ合衆国憲法（1787 年）である。

え　**議会制民主主義〔代議制・代議政治〕→間接民主制〔代表民主制〕**を具体化

①国民代表の原理②審議の原理③（行政）監督の原理という三原理の他に，討論の自由などがある。多数決方式による議決で意思決定を行うが，少数意見を無視するような議事運営は許されない（＝**少数意見の尊重**）。

お　**法の支配**

E　人権保障のあゆみ

1215 年　**マグナ・カルタ〔大憲章〕（英）**→貴族による最初の人権規定

1628 年　権利請願（英）→議会の同意のない課税を禁止

1679 年　人身保護法（英）→不当な逮捕を禁止

1689 年　**権利章典（英）**→議会の立法権確立

1776 年　**バージニア権利章典〔バージニア州憲法〕（米）**→自然権が成文化

アメリカ独立宣言（米）

1787 年　**アメリカ合衆国憲法（米）**

1789 年　**フランス人権宣言（仏）**

1838 年～チャーチスト運動（英）→労働者による普通選挙制などの請願

1863 年　奴隷解放宣言（米）→リンカン大統領

1919 年　**ワイマール憲法（独）**→社会権を規定

1936 年　スターリン憲法（ソ）

1941 年　フランクリン＝ローズヴェルト大統領**「４つの自由」**（米）

※①言論と表現の自由②信仰の自由③欠乏からの自由④恐怖からの自由

1948 年　**世界人権宣言（国連）**→法的拘束力なし

1965 年　人種差別撤廃条約（国連）

1966 年　**国際人権規約（国連）**→法的拘束力あり

1979 年　女子差別撤廃条約（国連）

1989 年　子ども〔児童〕の権利条約（国連）

2006 年　障害者権利条約（国連）

〈 ***Note*** 〉

②現代民主政治の発展

近代民主政治には，選挙権や言論・集会の自由などに多くの制限があった。

A　現代民主政治の成立

あ　選挙権の拡大

名望家（めいぼうか）による**制限選挙**から**普通選挙**へ

※選挙の四原則＝**普通・平等・直接・秘密**

※最初の女性参政権＝ 1893 年のニュージーランド

い　人権の拡大

各国で普通選挙運動・労働運動・農民運動などによる自由権の拡充が進み，**生存権**を中心とする**社会権**も登場（1919 年，ドイツのワイマール憲法）。

う　大衆民主主義〔マス・デモクラシー〕

20 世紀には，教育の普及と普通選挙の実現，社会主義政党の議会内政党化などにより，**大衆**を基盤とした政治が現出した。

※「大衆」は教養と財産を備えた市民である「公衆」と比べ，宣伝・扇動（せんどう）により操作されやすいとされる。リースマン（米）の『孤独な群衆』，オルテガ（西）の『大衆の反逆』などで論じられている。

B　**社会主義**国家の登場→経済体制は共産主義

世界初のプロレタリア革命である**ロシア革命**（1917 年～，**レーニン**ら）の結果，1922 年に初の社会主義政権である**ソ連**が成立。のちモンゴルでも革命が起きた。

その後，ソ連では**スターリン**による左翼的全体主義の独裁政治が登場。

※全体主義＝国家が個人を抑圧する体制

C　**ファシズム**国家の登場→経済体制は国家独占資本主義

第一次世界大戦（1914 年～ 18 年）後の**イタリア**（**ムッソリーニ**のファシスト党）や**ドイツ**（**ヒトラー**のナチス〔国家社会主義ドイツ労働者党〕）で，右翼的全体主義の独裁政治であるファシズムが登場。ファシズムは，大衆動員を背景に国民の権利や自由を否定する，一党独裁の政治体制を暴力的に実現した。日本でも独自の“昭和ファシズム”化（＝軍国主義化）が起きた。

※枢軸（すうじく）陣営（日独伊）と自由主義陣営（米英仏など）・社会主義陣営（ソなど）の間で第二次世界大戦（1939 年～ 45 年）が発生した。

D　戦後の民主主義の発展

連合国（自由主義陣営＋社会主義陣営）が 1945 年に**国際連合**を結成し，平和と民主主義の価値を再認識した。

※ファシズムという歴史経験を踏まえ，多様な意見や利害を反映する複数の政党が活動し，政党間の競争が行われる複数政党制が民主政治にとって極めて重要であるとされるようになった。

E　社会主義〔共産主義〕陣営の崩壊

1989 年に東西冷戦終結，1991 年にソ連解体。旧ソ連や東欧では民主化が進んだが，新たな社会秩序が容易に見つからず，地域紛争・民族紛争が繰り返されている。

F　自由主義〔資本主義〕陣営の行き詰まり

アメリカ・西欧・日本などでも福祉国家の仕組みが行き詰まり，経済停滞や財政危機が深刻化し，生活不安が起きている。

G　国際社会が抱える問題

グローバル経済の動揺，環境汚染，民族・地域・宗教紛争，テロリズムの横行，核管理問題など。

H　現代の民主主義が抱える問題

多数派支配型民主主義に対する合意型〔多極共存型〕民主主義（連立政権や連邦制），大衆迎合的なポピュリズム，立法権にかわる行政権の強化・拡大など。

政治編　第１講　確認テスト

1　「人は政治的〔ポリス的・社会的〕動物である」と述べた，古代ギリシャの哲学者とは？
①ソクラテス　②プラトン　③アリストテレス　④サルトル

2　国家の三要素としてふさわしくないものを一つ選べ。
①領域　②国民　③主権　④政治

3　19 世紀にドイツの社会主義者ラッサールが自由主義国家を批判するために用いた言葉とは？
①王権神授説　②神の見えざる手　③夜警国家　④大衆の反逆

4　ドイツの社会学者マックス = ウェーバーが「支配の３類型」のうち最も正当性をもつとした支配とは？
①伝統的支配　②カリスマ的支配　③合法的支配　④封建的支配

5　国境を越えて活動する「非政府組織」を指す用語とは？
① NGO　② NPO　③ PKO　④ ILO

6　中世に「法の支配」を成立させ，近代に発展させた国家とは？
①ギリシャ　②イギリス　③ドイツ　④アメリカ

7　「国王といえども神と法の下(もと)にある」という中世の裁判官の言葉を引用し，17 世紀前半に絶対君主の個人的考えによる「人の支配」をいさめたイギリス人とは？
①ブラクトン　②エドワード = コーク
③クロムウェル　④アダム = スミス

8　次のうち，国内法に分類されないものはどれか？
①公法　②私法　③社会法　④条約

9　19 世紀に法治主義を発展させ，20 世紀にファシズム国家となったのは？

①イギリス　②フランス　③ドイツ〔プロイセン〕　④イタリア

10　次の市民革命のうち，時系列順に並べて最後になるものを選べ。

①清教徒〔ピューリタン〕革命　②名誉革命

③アメリカ独立戦争　④フランス革命

11　初めて社会契約説を唱え，近代民主政治の先駆けとなった人物とは？

①ホッブズ　②ロック　③ルソー　④モンテスキュー

12　初めて社会権が規定された文書を，次から選べ。

①権利章典　②バージニア権利章典

③フランス人権宣言　④ワイマール憲法

13　全体主義者として当てはまらない人物を，次から選べ。

①スターリン　②ムッソリーニ

③ヒトラー　④フランクリン = ローズヴェルト

解答

1 ③	2 ④	3 ③	4 ③	5 ①
6 ②	7 ②	8 ④	9 ③	10 ④
11 ①	12 ④	13 ④		